



水土里ネット宮川用水

宮川用水土地改良区

発行所
宮川用水土地改良区
 三重県伊勢市河崎1丁目11-8
 ●管理課 管 理 係 ☎ 0596-28-6155
 施 設 係 ☎ 0596-28-6155
 工 事 係 ☎ 0596-28-6156
 ●総務課 賦課徴収係 ☎ 0596-28-6157
 総 務 係 ☎ 0596-28-6177
 ●http://miyagawa.cc ●e-mail info@miyagawa.cc
 印刷 (有)ミナミ印刷

[宮川用水土地改良区](#) [検索](#)



栗生頭首工(国営施設応急対策事業)

土砂吐ゲート整備

● 総代選挙について

詳細は4ページをご覧ください。

任期満了に伴う総代選挙を実施します。

● 令和3年度 賦課金及び決済金について

詳細は5・8・9ページをご覧ください。

令和3年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。

● 国営施設応急対策事業、県営事業及び土地改良区の事業について

詳細は10・11ページをご覧ください。

宮川用水管内で実施中の工事状況等です。

● タイワンシジミ対策について

詳細は12ページをご覧ください。

管内で被害が発生している「タイワンシジミ」についての報告です。

● 節水のご協力と水利用について

詳細は14ページをご覧ください。

水は限りある資源です。節水にご協力下さい。

理事長挨拶



春風の心地よい季節となりました。新型コロナウイルスもまだまだ終息する気配も有りませんが、医療関係者へのワクチン接種が始まりました。医療に従事されている方々やご尽力頂いている関係者の皆様には心よりお礼と感謝を申し上げます。

一方、昨年から今年に掛けて、集中豪雨、豪雪、地震と連続した自然の脅威を痛感させられたところです。

被災に遭われた方々には、お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

被災に遭われた方々には、お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当地域におきましても、集中豪雨による「宮川」の氾濫や、南海トラフ発生時の津波において、私どもの土地改良区の事務所もハザードマップによりますと2m程の浸水が予想されています。

当事務所には、国営、県営の幹線水路を遠隔監視制御する主要施設が設置されており、毎年襲来する台風や前線による豪雨、その他大災害に備えなければならぬと痛感しております。

また、土地改良法の改正により土地改良区の資産評価を適切に行い、更新に備えての積立が必要となり、令和4年度より公表することとなっています。現在、土地改良施設の資産評価が関係事業主体により鋭意進められており、概略が示されました。これによるとかなり高額な資金の積立が必要になるようです。

幸い、建設しました太陽光発電設備は順調に稼働し、売電収益は、斎宮調整池発電所の建設費を上回り、令和4年には多気発電所の建設費も回収できると思われまます。

従いまして、これらの資金も使い、土地改良施設の更新に対する積立や災害への備え、中央管理事務所や粟生・斎宮調整池管理事務所に脱炭素化に沿った非常用発電設備の設置等も視野に入れ、併せて、各管理事務所の体制強化を図りながら、土地改良区が出来ることから災害に強い体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

更に、国の方針でもあります防災減災の観点から、関係市町、各自治会等のご努力により管内にあるため池につきましても安全な管理を実施していただいております。これにつきましてもお礼申し上げますとともに、私どもとしましても関係自治会の地区委員の方々との勉強会を実施するなど、更なる連携と適切な管理に努めて参りたいと考えております。

次に、先般の国会におきまして、国営及び県営事業の補正予算が要望通り満額認められました。

理事長 奥山 伊助

現在実施中の工事も終盤を迎え、粟生頭首工の整備工事は令和3年度に終了します。また、関連します県営工事も着々と進められ、待望でありました伊勢市二見町への通水も始まりますし、他の路線についても完成を目前としており、完成した路線で営農を行う方々におきましてはこれまでと違うと実感されていることと思います。

現在、国の施策は、国土強靱化と併せて食料安全保障が明確化され、農地の大区画化、水田の汎用化、農業水利施設等の老朽化対策や予防保全の加速化、IT農業、6次産業化等が進められています。

ある地域では、ドローンを使った直播の実験も行われているようで、まだまだ課題はあるようですが10アール当たり7分で作業完了だそうです。

農林水産省が水田リノベーション事業で主食用米からの転換を支援する中で、低コスト生産を目指すスマート農業機器の活用もその要件に該当するようです。

私どもとしましては、新しい農業にチャレンジしていく大規模農家、農業生産法人等との情報交換を図るとともに、兼業農家として、また、従来のやり方で小規模に営農されている個人農家の方々ともこれまで以上に連携を強化し、この地域の農業を次世代につなげていかなければならないと考えていますので、土地改良区の運営につきまして、皆様方のご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げます。

また、令和3年度には総代の皆様方の任期満了を迎えることとなります。

これまでは、伊勢市選挙管理委員会が中心となり関係市町の選挙管理委員会で執り行って頂いておりましたが、土地改良法の改正により土地改良区が行うこととなりました。

関係自治会の代表者の方々にご説明等の機会を設けたいと思いますのでその節はよろしくお願い致します。

先般の総代会において土地改良功労者として永年にわたり当土地改良区にご尽力頂いた方々が表彰されました。表彰されました方々には感謝とお礼を申し上げますとともに、これからも引き続きご指導を賜りますことをお願い申し上げます。

最後に、今年こそは、災害も無く平穏な年でありますことをご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



挨拶



宮川用水広報「第72号」の発行、おめでとうございます。

まず、宮川用水土地改良区の奥山理事長様をはじめ、組合員の皆様におかれては、日頃から農林水産行政とりわけ農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご支援を賜り、衷心より御礼申し上げます。

お陰様で、東海農政局管内では、競争力強化・国土強靱化を目的とした農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の長寿命化やため池等の豪雨・耐震化対策などの事業が着実に進捗しております。

粟生頭首工で実施中の国営施設応急対策事業「宮川用水地区」につきましても、令和2年度の土砂吐ゲートの据付により主要な工事をすべて完了したところ、令和3年度には事業完了を予定しており、これも組合員の皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響により、農林水産

東海農政局 農村振興部長 南 格

業を含む我が国の経済・社会は大きな影響を受けております。

このような状況の下、農林水産省では、令和3年度予算案において、コロナ禍を踏まえた経済対策をはじめ、食料安全保障の確立、国土の保全等に向けた施策を総合的に実施することとしております。

また、政府は、生産基盤の強化による農業の成長産業化、多様な人々が住み続けられる農村の振興、農業・農村のインフラの強靱化に関する施策に成果目標を設け、計画的に推進を図るため、新たな土地改良長期計画を令和3年3月23日に閣議決定いたしました。

新たな土地改良長期計画の着実な推進、予算化された施策の実現には、土地改良区を中心とする地域での活発な議論と決断、行動が不可欠です。是非、今後とも農業・農村振興の主役として、地域をリードしていただくとともに、私共にご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（令和3年3月吉日）



宮川用水土地改良区の組合員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、県農政、とりわけ農業農村整備の推進に格別のご支

援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

1月以降、本県においても厳しい感染状況が続いている新型コロナウイルス感染症について、県境を越える移動、大人数や長時間におよぶ飲食の自粛などにご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、感染拡大防止に向けた「三重県指針」ver.9に基づき、ストップ リバウンドへの取組みにご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、宮川用水土地改良区におかれましては、一級河川宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給するための農業水利施設の管理を通じ、農業生産だけでなく、地域コミュニティの維持にも大きく貢献いただいております。引き続き、農業農村地域の持続的な発展に向けて取り組まれるようお願い申し上げます。

また、国における令和3年度農業農村整備事業関係当初予算については、前年度予算を上回る4,445億円（対前年比100.3%）が成立し、これに令和2年度第三次補正予算で成立した1,855億円を合わせた、総額6,300億円が確保されました。

この予算を活用し、農業水利施設の老朽化対策、防災重点農業用ため池対策等の充実に加え、農業用ダムの洪水調節機能の強化、情報通信環境整備対策として

三重県農林水産部 次長 藤本 隆治

インフラ管理の省力化、地域活性化やスマート農業の実装の促進などを図ることとされています。

一方、県における農業農村整備事業関係予算については、令和3年度当初予算と令和2年度補正予算を合わせ、117億円（対前年比105.1%）を確保したところ、

県では、令和2年3月に策定した「三重県農業農村整備計画」に基づき、「持続可能なもうかる農業の実現」を目指して、農地の大区画化の推進やICT等の省力化技術の導入などによるスマート農業に適した生産基盤の整備を進めるとともに、「防災の日常化」の定着等に向けて、ハザードマップを活用した防災訓練等の適切な避難行動につなげるソフト対策や、ため池・排水機場の長寿命化・耐震化等のハード対策により、ソフト・ハードの両面から総合的かつ効果的な防災・減災対策を進めることとしています。

宮川用水管内におきましても、国営宮川用水第二期事業の関連事業として、農業競争力強化農地整備事業や水利施設等保全高度化事業により、パイプライン化工事を計画的に進めていくこととしています。

今後とも予算を一層効果的かつ効率的に活用しながら、国の施策を踏まえた計画的な事業の実施と早期の効果発現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、宮川用水土地改良区の益々の発展と、組合員の皆様方のより一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。

第65回 通常総代会 開催

令和3年3月25日(木)、宮川用水土地改良区中央管理事務所において第65回通常総代会が開催されました。

今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総代全員参集による開催は見送り、規模を縮小し、書面議決を中心にした方法で実施されました。

会議では次の議案が審議され原案どおり可決、承認されました。

- 第1号議案 令和2年度一般会計第2回収支補正予算の議決について
- 第2号議案 令和2年度地区除外等決済金積立金第1回収支補正予算の議決について
- 第3号議案 令和2年度一般会計予算繰越事業の議決について
- 第4号議案 令和2年度借入金の変更に関する事項の議決について
- 第5号議案 令和3年度施行土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の議決について
- 第6号議案 土地改良施設用地の処分の議決について
- 第7号議案 令和3年度一般会計収支予算の議決について
- 第8号議案 令和3年度発電事業会計収支予算の議決について
- 第9号議案 令和3年度太陽光発電事業積立金収支予算の議決について
- 第10号議案 令和3年度備荒積立金収支予算の議決について
- 第11号議案 令和3年度庁舎改築等積立金収支予算の議決について
- 第12号議案 令和3年度職員退職手当積立金収支予算の議決について
- 第13号議案 令和3年度地区除外等決済金積立金収支予算の議決について
- 第14号議案 令和3年度賦課金に関する事項の議決について
- 第15号議案 令和3年度加入金額の議決について
- 第16号議案 令和3年度借入金に関する事項の議決について
- 第17号議案 令和3年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第18号議案 令和3年度地区除外等決済金額の議決について
- 第19号議案 宮川用水土地改良区総代選挙規程の制定の議決について
- 第20号議案 宮川用水土地改良区定款の一部変更の議決について
- 第21号議案 宮川用水土地改良区規約の一部変更の議決について
- 第22号議案 宮川用水土地改良区地区除外処理規程の一部変更の議決について



土地改良功労者表彰

土地改良における永年のご尽力に対し、第65回通常総代会において次の方々が表彰されました。(敬称略)

- 勤続15年表彰 総代 四ツ谷 元史 (伊勢市) 米田 正 (伊勢市) 奥出 修 (玉城町)
- 勤続25年表彰 職員 片岡 睦史 五嶋 統成

総代選挙について

総代の任期満了に伴う選挙を行います。

土地改良法の改正に伴い、本年度の総代選挙より、市町選挙管理委員会の管理から土地改良区の管理に変更され、宮川用水土地改良区総代選挙規程に基づき実施します。

- 立候補の届出日時 令和3年6月 8日(火) (予定)
午前8時30分から午後5時00分まで
- 選挙期日(投票日) 令和3年6月15日(火) (予定)
立候補者が定数を超えない場合は、無投票当選となり投票は行いません。
- 届出場所 宮川用水土地改良区 (伊勢市河崎1丁目11-8)
- 定 数 第1選挙区 (伊勢市) 48人、 第2選挙区 (度会郡玉城町) 17人、
第3選挙区 (多気郡多気町) 9人、 第4選挙区 (多気郡明和町) 12人、
第5選挙区 (多気郡大台町) 2人
- 任 期 令和3年6月28日から令和7年6月27日まで
- 問合せ先 宮川用水土地改良区 総務課 TEL 0596-28-6177

令和3年度 賦課金額 年額 **6,400円/10a**

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月25日に開催の第65回通常総代会で決定されました。

令和3年度 賦課金納付期日

● 第1期 令和3年4月30日 ● 第2期 令和3年11月1日

年額賦課金が10,000円以下の場合、第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

口座振替依頼書は、土地改良区に
ございます。
下記までお問い合わせください。

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。(土地改良区が負担します)

便利!

安心!

取扱金融機関(納付場所)

J A伊勢・J A多気郡・東日本信漁連

百五銀行・第三銀行(三十三銀行)・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・第三(三十三)・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

Q1 「用水を利用していない」「耕作放棄地になっている」このような場合でも賦課金を払わないといけないですか？

A 賦課金は、水道のように使用量により賦課されるのではなく、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要経費を地区内の農地につき、地積割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？

A 期限内に納入できない場合、督促措置(督促状の発行)を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して財産を差し押さえる滞納処分を行うこととなります。

Q3 賦課金通知書がいくつも来ますがなぜですか？

A 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。用水は、頭首工から幹線水路、支線水路など多くの施設を経由して農地へ届けられます。頭首工や幹線水路等は宮川用水土地改良区、支線水路等は地元の土地改良区が維持管理を行っており、それぞれ必要な経費を徴収しています。

Q4 土地を貸付しており、賦課を耕作者へ変更できませんか？

A 所有者、耕作者どちらでも組合員資格を取得された場合は、農地得喪通知書を土地改良区へ届出頂く事で、変更できます。
くわしくは、P8の「こんな時は届出をお願いします」をご覧ください。

令和元年度収支決算書

(令和2年9月29日 第59回臨時総代会承認)

(単位 円)

一般会計

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 組 合 費 収 入	269,383,520	1. 事 務 費	76,779,708
2. 財 産 収 入	503,072	2. 事 務 所 費	1,558,414
3. 補 助 金 収 入	36,200,000	3. 事 業 費	55,576,127
4. 雑 収 入	6,406,353	4. 維 持 管 理 費	112,092,768
5. 受 託 金 収 入	4,580,200	5. 他 会 計 繰 出 金	15,000,000
6. 使 用 料 収 入	2,487,126	6. 借 入 金	117,410,060
7. 借 入 金 収 入	185,405,000	7. 負 担 金	178,936,779
8. 他 会 計 繰 入 金	52,592,000	8. 諸 費	7,469,548
9. 繰 越 金	28,743,060	9. 予 備 費	0
合 計	586,300,331	合 計	564,823,404
差引残高 21,476,927円 (次年度へ繰越)			

財 産 目 録 (令和2年3月31日調整)

(資産の部)

1. 流 動 資 産 70,737,092円
2. 固 定 資 産 1,429,103,808円

(負債の部)

1. 流 動 負 債 30,056,238円
2. 固 定 負 債 1,790,115,563円

合 計 1,499,840,900円

合 計 1,820,171,801円

特 別 会 計 (令和2年3月31日調整)

1. 令和元年度発電事業会計収支決算報告
収 入 87,572,315円 支 出 72,771,201円 差引残高 14,801,114円

2. 令和元年度備荒積立金収支決算報告
収 入 145,852,544円 支 出 0円 差引残高 145,852,544円

3. 令和元年度庁舎改築等積立金収支決算報告
収 入 150,390,219円 支 出 0円 差引残高 150,390,219円

4. 令和元年度職員退職手当積立金収支決算報告
収 入 180,319,622円 支 出 20,213,400円 差引残高 160,106,222円

5. 令和元年度津島井堰揚水機維持管理費積立金収支決算報告
収 入 849,942円 支 出 0円 差引残高 849,942円

6. 令和元年度地区除外等決済金積立金収支決算報告
収 入 411,357,861円 支 出 27,326,264円 差引残高 384,031,597円

7. 令和元年度太陽光発電事業積立金収支決算報告
収 入 57,267,533円 支 出 0円 差引残高 57,267,533円

令和3年度収支予算書

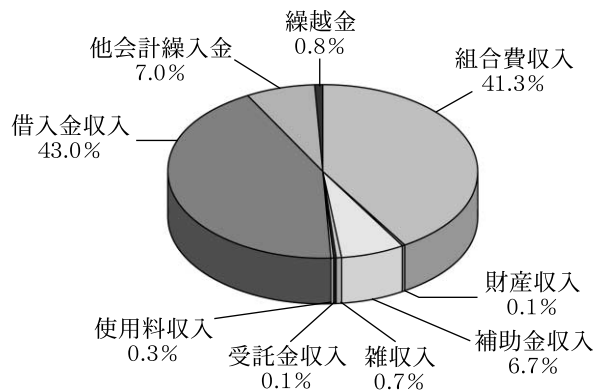
(令和3年3月25日 第65回通常総代会議決)

一般会計

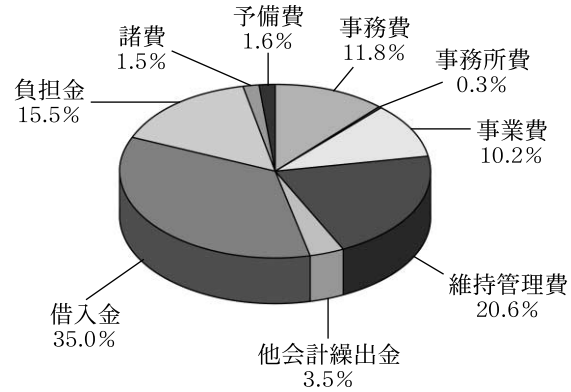
(単位 千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 組 合 費 収 入	266,544	1. 事 務 費	76,143
2. 財 産 収 入	451	2. 事 務 所 費	1,850
3. 補 助 金 収 入	43,737	3. 事 業 費	65,675
4. 雑 収 入	4,711	4. 維 持 管 理 費	132,839
5. 受 託 金 収 入	100	5. 他 会 計 繰 出 金	23,000
6. 使 用 料 収 入	2,178	6. 借 入 金	225,490
7. 借 入 金 収 入	276,711	7. 負 担 金	100,070
8. 他 会 計 繰 入 金	45,426	8. 諸 費	9,791
9. 繰 越 金	5,000	9. 予 備 費	10,000
合 計	644,858	合 計	644,858

一般会計収入



一般会計支出



特別会計

1. 令和3年度発電事業会計収支予算書	収 入 86,100千円	支 出 86,100千円	次年度繰越 0千円
2. 令和3年度太陽光発電事業積立金収支予算書	収 入 87,332千円	支 出 0千円	次年度繰越 87,332千円
3. 令和3年度備荒積立金収支予算書	収 入 165,932千円	支 出 0千円	次年度繰越 165,932千円
4. 令和3年度庁舎改築等積立金収支予算書	収 入 177,009千円	支 出 0千円	次年度繰越 177,009千円
5. 令和3年度職員退職手当積立金収支予算書	収 入 164,137千円	支 出 40,000千円	次年度繰越 124,137千円
6. 令和3年度地区除外等決済金積立金収支予算書	収 入 434,873千円	支 出 199,254千円	次年度繰越 235,619千円

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

- 相続・贈与・経営移譲等
- 農地の売買・交換・貸借等があった場合
- 住所の変更をする場合



農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきませんと更新できません。届出がないと**賦課金は従来の組合員に賦課されます**ので、ご注意ください。



記入例 宮川用水土地改良区区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住所	氏名	印	生年月日
現資格者		伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596(28)6177	宮川太郎 (男)	(宮川)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者		多気郡大台町粟生159番 〒519-2428 Tel: 0598(83)2041	粟生花子 (女)	(粟生)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

【宛先】宮川用水土地改良区理事長

1. 区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

現資格者が資格を有する土地全部 ← 現資格者のすべてを引継ぐ場合は、
原因【 死亡・相続・経営移譲等 】 ✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。
時期【 令和〇〇年〇〇月 】

下記のとおり ← 現資格者の土地の一部を取得される場合は、
✓を入れ、下段へ対象の土地および必要事項をお書き下さい。

※いずれかを
選択して下さい。

市町	大字	小字	地番	地目		地積及面積		原因	時期	摘要
				台帳	現況	台帳	移動			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続	令和〇〇年〇〇月	
※2筆以上ある場合は続けて記入して下さい。									原因は死亡 売買・相続等	

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担



売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意ください。

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ転用・寄付する場合

「農地転用等の通知書」等を提出し 地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは？

令和3年度 決済金額 **264円/m²**

残存農地を所有(耕作)する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

(第1号様式)

記入例 農地転用等の通知書等

このたび下記土地についての農地法第5条第...
地区除外等処理規程に基づきあらかじめの通知します。

なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎
転用関係者 住所 多気郡大台町粟生159
氏名 粟生 花子
決済者 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助様

記

1 土地 市 明和 町 大字 池村

字名	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	備考
惣田	1738-2	田	1,000 ^{m²}	1,000 ^{m²}	住宅建築	
			以下	余白		

- 2 公園写
- 3 位置図
- 4 農業委員会(県知事)に転用許可申請書提出しようとする日転用届出書

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。
※申請人又は代理人連絡先

(第1号様式の添付書類)

記入例 誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付私等申出の貴土地改良区区域内 明和町 池村字惣田 1738-2番地外 筆(総数 1,000^{m²})の農地転用に關し、農地法第5条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川 太郎
住所 多気郡大台町粟生159
転用関係者 氏名 粟生 花子
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川 太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助様

記

- 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
- 当該土地が、将来、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害補償の責に任じます。
- 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を施行します。
- 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
- この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

国営施設応急対策事業の状況

木曾川水系土地改良調査管理事務所宮川支所

内容：粟生頭首工ゲート設備等の改修

工期：H28～R3（予定）受益面積4,554ha 関係市町：伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	2,006,000	1,635,297	195,000	175,703
進捗率(%)		81.5	91.2	

※進捗率は事業費ベース

※全体事業費は令和2年度時点

国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室

松阪農林事務所 農村基盤室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定）受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	3,471,644	2,776,694	225,500	469,450
進捗率(%)		80.0	86.5	
用水路(m)	16,069	14,659	1,409	1式

2. 県営かんがい排水事業 宮川4工区地区

内容：県営東豊浜線、御園2・3号線、

大湊線・浜郷線のパイプライン更新工事

工期：H18～R5（予定）受益面積 611.4ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	5,928,783	4,752,484	635,750	540,549
進捗率(%)		80.2	90.9	
用水路(m)	11,835	8,961	1,528	1,346

3. 経営体育成基盤整備事業 小俣地区

内容：小俣地区の幹線用水路及び末端用水路のパイプライン化と農道工事

各筆に自動給水栓を設置し、水管理労力の省力化を図り、担い手等への農地利用集積を進める。

工期：H17～R3（予定）受益面積 271.0ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	2,525,000	2,397,259	78,483	49,258
進捗率(%)		94.9	98.0	
幹線用水路(m)	3,992	3,992	1式	1式
支線用水路(m)	39,078	39,078	1式	1式
農道整備(m)	1,091	1,091	0	0

4. 経営体育成基盤整備事業 斎宮地区

内容：斎宮地区の用水路のパイプライン化と農道整備及び暗渠排水工事

各筆に自動給水栓を設置し、水管理労力の省力化を図り、担い手等への農地利用集積を進める。

工期：H23～R2 受益面積 196ha

関係市町：明和町

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	2,153,000	2,093,000	60,000	0
進捗率(%)		97.2	100.0	
用水路工(m)	31,834	31,834	0	0
農道整備(m)	2,088	1,135	953	0
暗渠排水(ha)	1.2		1.2	0

5. 農業水利施設保全合理化作業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線 粟野支線・下外城田線及び末端用水路の

パイプライン更新工事

工期：H26～R5（予定）受益面積 675.3ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	5,598,000	1,833,000	478,000	3,287,000
進捗率(%)		32.7	41.3	
幹線用水路(m)	15,800	7,154	1,198	7,448
支線用水路(m)	37,900	6,355	1,758	29,787

6. 農村地域防災減災事業 城田・下外城田地区

内容：石綿管を更新することにより、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業経営の安定を図る。

工期：H26～R5（予定）受益面積 272.2ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	1,694,000	997,139	323,000	373,861
進捗率(%)		58.9	77.9	
支線用水路(m)	34,180	18,824	5,190	10,166

7. 農業水利施設保全合理化事業 有爾中・明星地区

内容：県営明星2号線・明星2号支線
中村池線のパイプライン化工事
工期：H27～R4（予定） 受益面積 59.0ha
関係市町：明和町、伊勢市

(単位：千円,%m)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	702,500	320,500	110,500	271,500
進捗率(%)		45.6	61.4	
用水路(m)	3,429	2,663	766	1式

8. 農業水利施設保全合理化事業 齋宮第2地区

内容：県営上村線のパイプライン化工事
工期：H27～R5（予定） 受益面積 80.7ha
関係市町：明和町、多気町

(単位：千円,%m)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	1,006,700	666,500	64,000	276,200
進捗率(%)		66.2	72.6	
用水路(m)	3,122	2,787	1式	1式

9. 農業水利施設保全合理化事業 田丸地区

内容：県営田丸幹線の一部暗渠化工事及び既設管渠更新工事
工期：H27～R3（予定） 受益面積 95.2ha
関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%m)

	全 体	R1年度まで	R2年度	R3年度以降
事業費	594,300	303,540	30,690	260,070
進捗率(%)		51.1	56.2	
用水路(m)	1,453	925	1式	1式

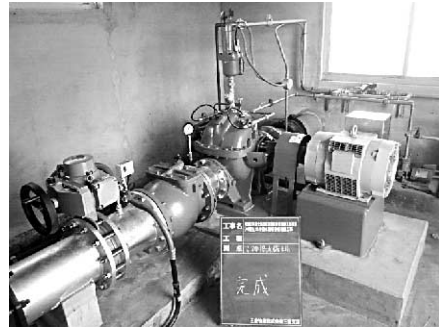
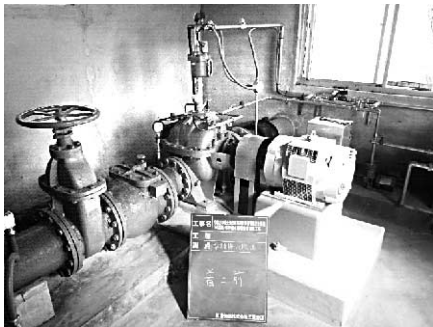
土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

- 42期生 大 湊 揚 水 機 場 (伊勢市地内)
- 43期生 三 郷 揚 水 機 場 (玉城町地内)
- 44期生 幸 神 揚 水 機 場 (玉城町地内)

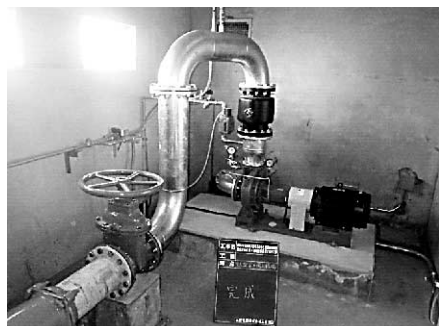
- ポンプ分解整備・配管類の更新
- ポンプ分解整備・配管類の更新
- ポンプ分解整備・電動弁の更新



2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 東大淀地区 東大淀第3揚水機場 他 (伊勢市地内)
- 有田地区 有田地区用水路 (伊勢市地内)
- 宮川用水その2地区 矢野分水工 他 (玉城町地内)
- 新茶屋地区 新茶屋地区用水路 (明和町地内)
- 四神田地区 三枚谷揚水機場 (多気町地内)

- 陸上ポンプ・配管類の更新
- 用水路の整備補修
- 流量計の更新
- 用水路の整備補修
- 水中ポンプの更新



タイワンシジミ対策について

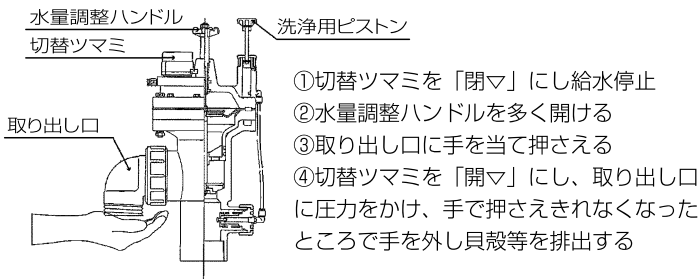
宮川用水管内では平成24年頃から地区外から侵入したと考えられる二枚貝（タイワンシジミ類）が繁殖し、農業水利施設（パイプライン、給水栓等）に詰まるなどの通水阻害が生じています。

特にパイプライン末端の給水栓詰まりの被害は甚大で、該当地区の組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。

当改良区では被害の軽減対策として、目詰まり箇所の人力除去、主要管水路での定期的な排泥工からの排出作業、また、地元管理施設においても関係役員様に排出作業のお願いを行っているところです。

また、三重大学、東海農政局、三重県で構成する学官民連携調整会議で、タイワンシジミにおける被害軽減の対策について現在、検討をしております。

自動給水栓シジミ詰まり対処方法



排出作業状況



排出されたタイワンシジミ

給水栓の利用方法

近年、必要な時期に給水できない状況が発生しています。

シジミ詰まり発生

4月中旬頃～5月中旬頃



代掻時期

7月中旬頃～8月中旬頃



出穂時期

チョロチョロ給水



給水方法

シジミ詰まり発生



利用方法のお願い

シジミ詰まりをなくすため、以下のことを実施して下さい。

●年に数回は給水栓を開ける

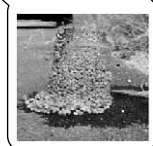
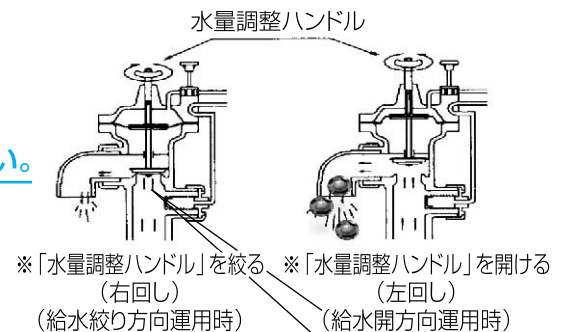
麦作田・休耕田・畑地でも実施
実施時期：3月・6月・12月

●チョロチョロ給水の禁止

少量での給水はパイプ内に異物が溜まりやすい

●給水の分散利用を行う

広範囲での一斉給水はパイプ内で水圧低下が起こり、異物が排出されにくい



宮川用水土地改良区利水調整規程

土地改良法の一部改正により、利水調整のルールを定めることが法制化されました。その背景には、近年、担い手の拡大に伴う、農作業の長期化、また、米の作付品種の多様化により、耕作者の水需要形態が大きく変化し、それらに対応するため、農業用水の配分調整ルールを定めました。

○利水調整規程（抜粋）

（原則）

第4条 耕作者等は、水利使用規則（国営宮川用水第二期農業水利事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

（配水計画）

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）粟生頭首工における最大取水量及び取水期間
- （2）配水ブロックへの配水量及び配水期間
- （3）その他必要な事項

（周知）

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、広報誌等の方法により組合員に周知するものとする。

宮川用水土地改良区配水計画

（1）粟生頭首工における取水量及び取水期間

（取水口等の位置）

取水口の位置は、粟生頭首工（三重県多気郡大台町粟生158番の3地先）とする。

（取水量等）

最大取水量及び最大使用水量等は、次のとおりとする。

1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m ³ /s
5月11日から8月31日まで	9.534m ³ /s
9月 1日から9月15日まで	4.946m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

3) 年間総取水量 85,122,000m³

（2）配水ブロックへの配水量及び配水期間

（配水計画の策定）

配水ブロックへの配水量及び配水期間は、国営宮川用水第二期農業水利事業における計画用水系統図のとおりとする。

また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとする。

（かんがい期間）

1) 4月1日から9月15日までを夏期かんがい期間とする。

この内、4月1日から4月10日は通水準備期間、4月11日から9月15日までを本通水期間とする。

2) 9月16日から3月31日までを冬期かんがい期間とする。

（3）無効放流、掛け流しの禁止

本地区で使用する農業用水は、限られた貴重な水資源であり、有効に活用することが必要である。

そのため、できる限り無効放流や掛け流し（以下「無効放流等」という。）を防止するため、無効放流等を発見した場合、何人であってもその給水口を止めることができるものとする。

上記の行為に対して、当該農地の地権者、耕作者等は、何人にも責を追求することはできない。また、上記行為を行ったものはその責を負わない。

すなわち、農地を耕作する者は、適正な水管理の徹底に務めるものとする。

節水にご協力下さい!

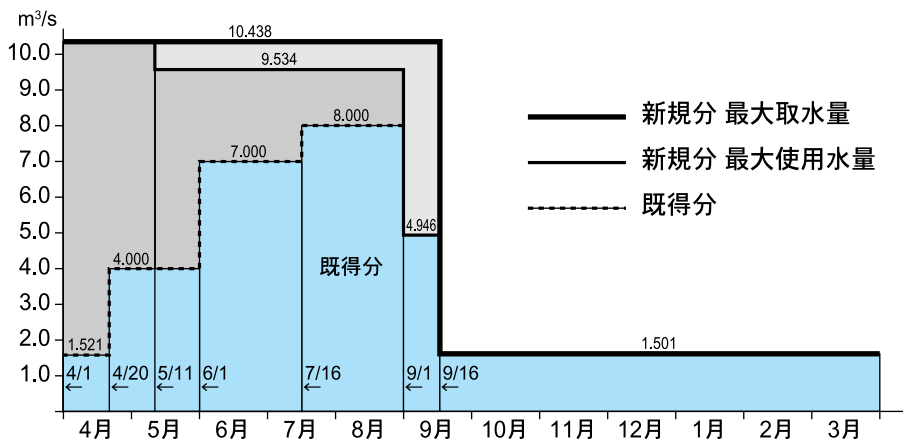
水は限りある資源です。節水にご協力頂き円滑な通水ができるようご協力をお願いします。

このグラフは、宮川から取水できる条件を月日と取水量で表したものです。

粟生頭首工及び玉城町岩出地点で、宮川の河川に水が豊富にないと新規分の取水ができません。4月20日までは冬期かんがい期間の取水量となります。

宮川ダムにはかんがい用の水利権750万トンの水がありますが、これは4月11日以降にしか使うことが出来ません。

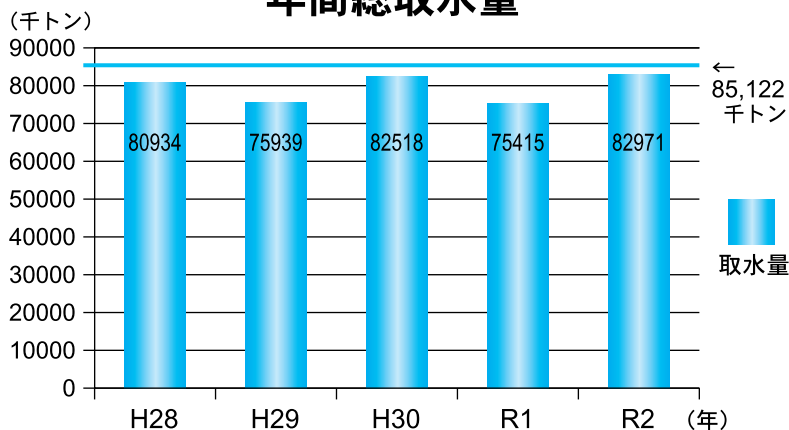
よって、代掻き、田植えは4月11日以降でお願いしています。



さらに、宮川用水は、1年間に取水できる量が決まっています。

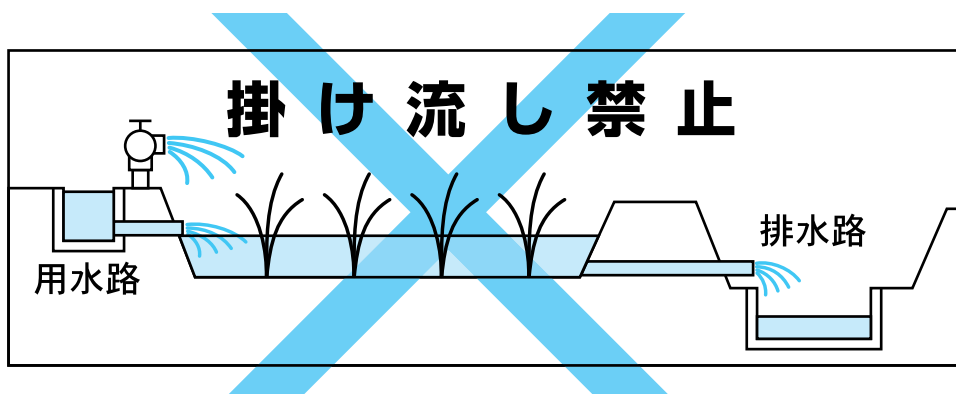
最大取水量：85,122千トンです。これ以上取水することは許されません。

年間総取水量



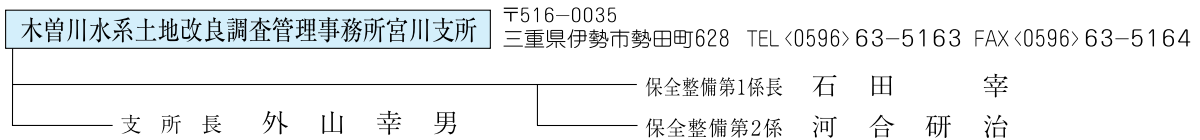
無駄水を無くし、節水にご協力頂くとともに、各地区の代表役員さんには掛け流しを見つけた場合には止めて頂くようお願いしてあります。

このような事が無いよう個々の農家の方々に水管理には十分注意して頂きますようお願いいたします。



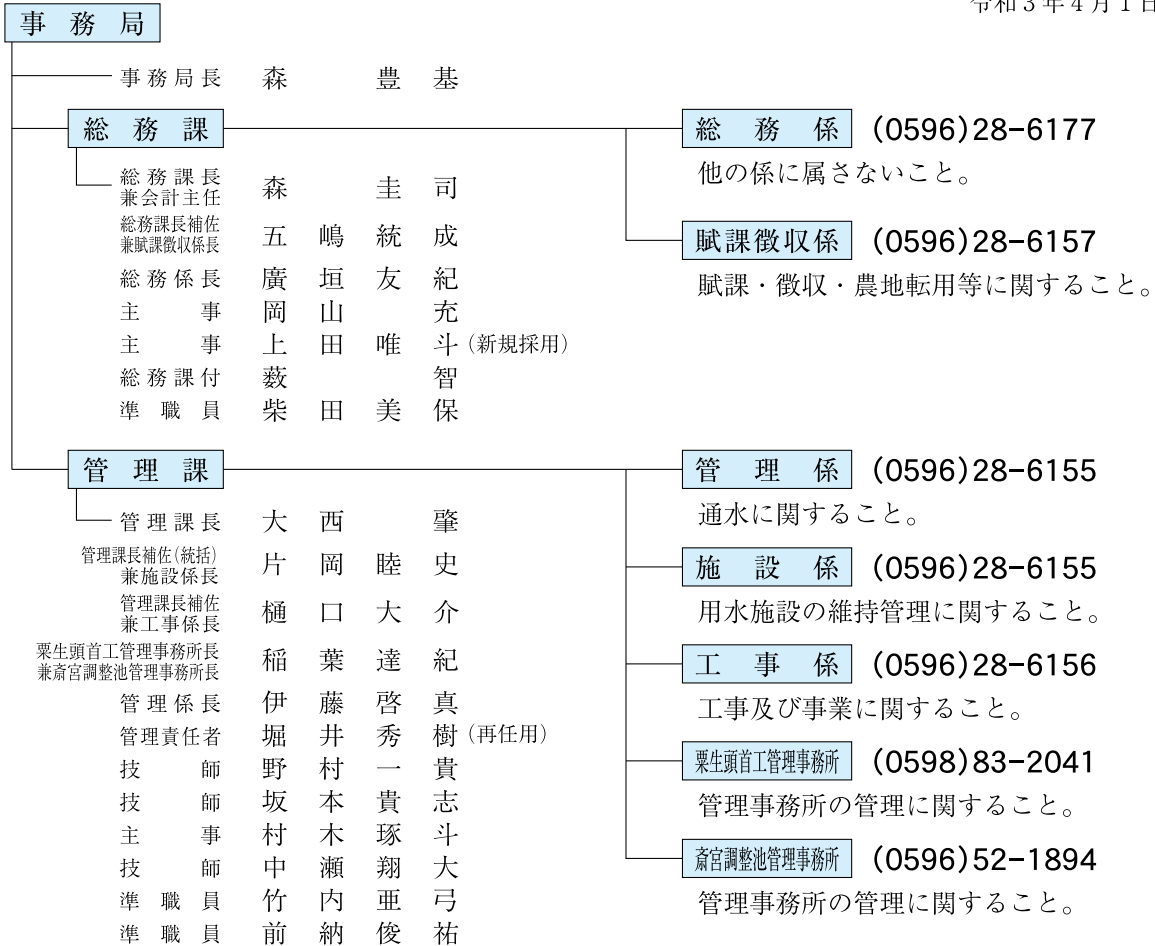
◇令和3年度宮川支所機構図◇

令和3年4月1日現在



宮川用水土地改良区事務局の体制

令和3年4月1日現在



宮川用水土地改良区では、職員を募集しています。
募集職員数 若干名
 募集内容は宮川用水ホームページをご覧ください。
 (採用が決定次第、募集を終了しますので、ご了承下さい。)

宮川用水土地改良区へのご連絡は

中央管理事務所 (伊勢市河崎1丁目11番8号)

- ☆通水に関すること : 管 理 係 TEL 0596 28-6155
- ☆用水施設の維持管理に関すること : 施 設 係 28-6155
- ☆工事及び事業に関すること : 工 事 係 28-6156
- ☆賦課・徴収・農地転用等に関すること : 賦課徴収係 28-6157
- ☆その他上記係に属さないこと : 総 務 係 28-6177

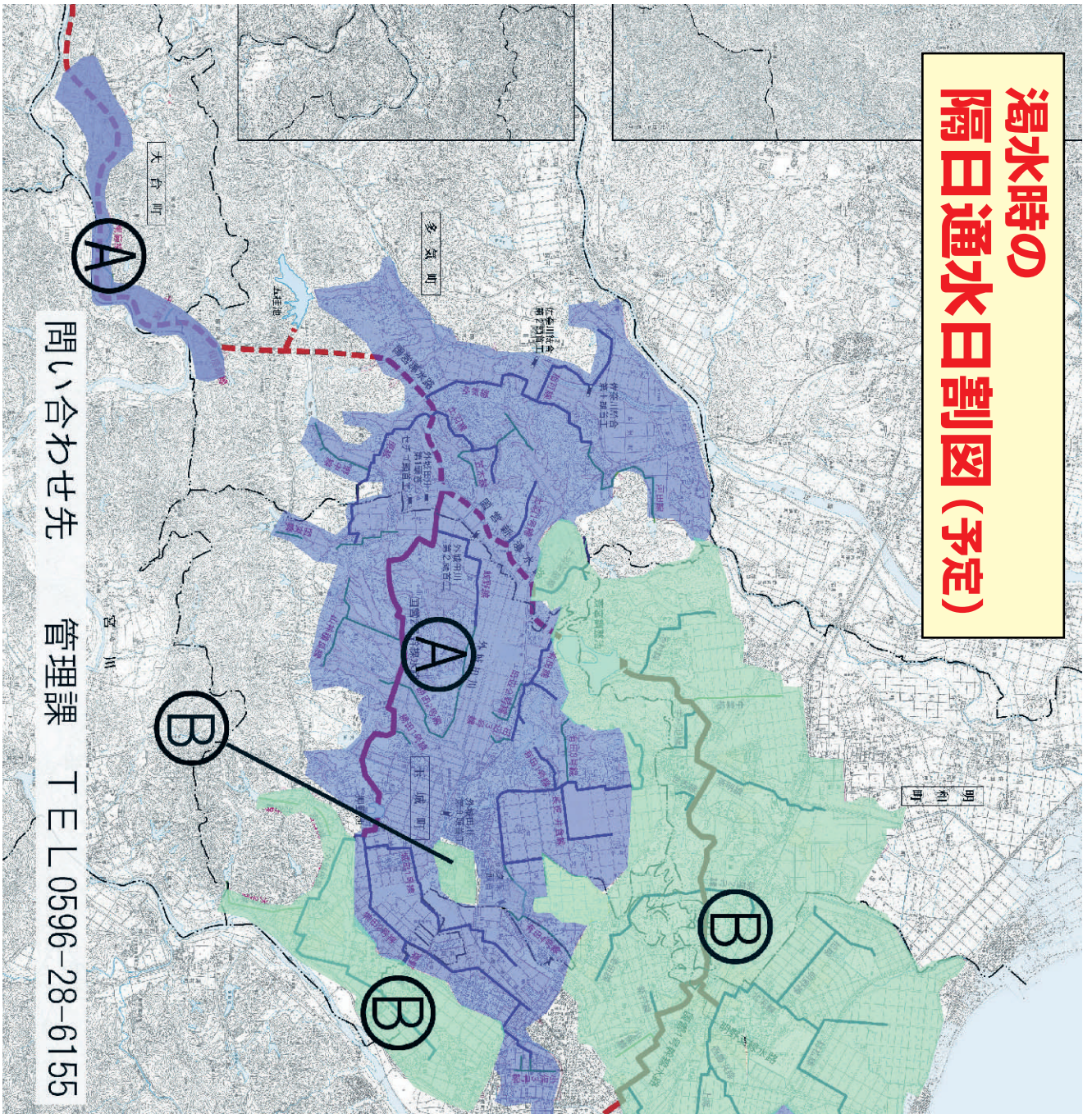
FAX 0596 28-9083

※漏水等の緊急連絡 : 0596-28-6155

(斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。)

粟生頭首工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017
 斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

渇水時の 隔日通水日割図(予定)



問い合わせ先 管理課 TEL 0596-28-6155

班編制

班	地区名
A	大台町 (土羽第2揚水機掛りを除く)
	多気町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛りを除く)
	伊勢市 (神社・浜郷・大湊・城田「栗野支線・下外城田線掛りを除く」)
	伊勢市小俣町 (本町・宮前)
伊勢市御園町 (新開・王中島)	
班	地区名
B	多気町 (土羽第2揚水機掛り)
	明和町
	玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛り)
	伊勢市 (北浜・豊浜・泉宮西豊浜線「西グループ」)
	伊勢市小俣町 (元町・相合・明野・湯田・新村)
伊勢市御園町 (高向・長屋・上條・小林)	

○通水日 (水が流れる日)

班	4・5月	6・7月	8月
A班	奇数日	偶数日	奇数日
B班	偶数日	奇数日	偶数日